

## 病院

東日本大震災で発生した  
がれきの受入れに関する決議

平成23年3月11日午後2時46分、わが国はマグニチュード9.0という未曾有の大地震に見舞われた。

そのとき、東北地方を中心に、東日本の広範囲にわたる地域が、地震による大きな揺れに襲われ、間もなく押し寄せる、現代日本に生きる我々がおよそ経験したことのない大津波により、数多くの生命と財産が瞬く間に奪われることとなった。

東日本大震災は、わが国に大きな被害の爪痕を残した。

本市は、特定被災地方公共団体、特定被災区域の指定を受けた被災地でもあり、この1年間、様々な災害対策にあたり、その対応もある一定の目途がたち、終息に向かっている。

これまでも、全国各地の多くの人々が、被災地の復旧と復興を願い、支援に取り組んでおり、匠瑳市横芝光町消防組合は、千葉県消防緊急援助隊の要請により福島県南相馬市に消防隊を派遣するなど、様々な形で復旧と復興に向けた支援を進めてきた。

しかし、被災地の復旧と復興に、膨大ながれきの処理が大きな障害となっている。

岩手県・宮城県では、全力でがれき処理を行っているが、両県が平成21年度中に処理した量と比べ、岩手県では約11年分にあたる約476万トン、宮城県では約19年分にあたる約1,569万トンものがれきに悩まされている。

大震災からちょうど1年がたった今年の3月11日には、千葉県選出の総理大臣である野田総理が、記者会見において「本日は追悼の日であると同時に、復興の決意を新たにする日」であるとし、すでに表明済みの処分場での放射能の測定、処分場の建設・拡充費用の支援といった受入れ自治体への支援策に加え、「法律に基づき都道府県に被災地のがれき受入れを文書で正式に要請するとともに、受入れ基準や処理方法を定める」と発表した。

被災地の苦勞を被災地のみに負わず、がれきの1日も早い処理を目指し、同じ日本国民として微力ながらもその苦勞を分かち合うことが必要であり、今のままでは、この先十数年、被災地はがれきの処理に苦しみ続けることとなり、その苦惱を看過することはできない。

がれきの処理なくして被災地の復興はあり得ず、被災地の復興なくして日本の真の復興はあり得ないのである。

よって、本市議会は、科学的な知見により放射能の影響を検証し、放射線量の測定等十分な体制を整えることを条件に、通常の廃棄物相当と判断されるものについて、関係機関と協議の上、早急に災害廃棄物処理の受入れ態勢を整えることを、匠瑳市ほか二町環境衛生組合管理者でもある市長に要請する。

なお、受入れの際は、岩手県及び宮城県のがれきについて情報を開示し、国及び本市が市民への説明責任を果たすこともあわせて要請する。

がんばろう、日本。

以上、決議する。

匠瑳市議会

**問** 国保匠瑳市民病院改革プラン評価及びあり方検討委員会の中間報告及び新生匠瑳戦略会議の意見書において、市民病院は地方公営企業法の全部適用に移行すべきことが述べられている。

しかし、3月議会で承認を受け4月から実施するのは、あまりにも急であり、なぜそんなに急ぐのか理由は。

**答** 市民病院は医師不足などにより診療科の縮小など、厳しい経営が続いている状況で、早急な経営改善が求められており、



4月から地方公営企業法の全部適用となった市民病院

病院あり方検討委員会から早期に全部適用へと経営形態を変更すべきとの報告が提出されたところである。

そこで、1日も早く病院運営に精通した管理者のもとで、自主的効率的な運営に当たることが重要であるとの考えから、今回のスケ

ジュールになったところから、病院職員一人ひとりが、厳しい現状を自分ごととしてとらえ、全部適用のメリットを最大限に生かしながら、一丸となって経営改善に当たっていただきたいと考えています。

**問** 平成24年度からの医師確保のための奨学金制度の導入が第一弾とすれば、第二弾の要望として医師確保奨励金制度の導入である。

**答** 医師確保のための奨学金制度が素早く予算化されたことは評価に値する。現在、リクルート会社からの医師紹介により、医師を採用した場合には成

功報酬が設定されている。この制度の拡充という意味での枠を市民にも広げ、市民全員がドクターハンティング活動を展開する後押しとして、報奨金制度の検討を要望する。

**答** 医師確保が本場に難しい中で、市民病院が抱える課題を地域の課題としてとらえ、市民の皆さんにも、その問題解決のための一翼を担っていただくことは非常にありがたいことです。

医師確保は容易なことではありませんが、市民の皆さんの御協力をいただくことが、医師確保にまいりますので、御理解をお願いします。

**問** (仮称)住宅リフォーム助成制度について伺いたい。この住宅リフォームをした場合に、助成を行う制度について市に創設することを提案し、検討を求めているがその状況は。

他市でも実施しているように、条件のつかないところでの住宅リフォーム助成制度を実施してほしい。

**答** 地震に強いまちづくりが急務であるとの観点から、耐震改修を目的としたリフォーム助成として、木造住宅の耐震改修

に対する補助事業を平成24年度から実施する予定です。

地域経済の活性化を目的とする特別な条件を設けない住宅リフォーム助成制度については、近隣市町の動向等を踏まえ、引き続き調査、研究してまいります。

なお、対象を限定しない一般リフォームについては、補助金の対象とならない借家住まいの方との公平性から、近隣市町の動向を踏まえて調査、研究をしてまいります。

## 住宅リフォーム